

裁 決 書

埼玉県戸田市上戸田3-25-16-203号室
審査申立人 スーパークレイジー君こと西本誠
東京都港区虎ノ門5-11-1
オランダヒルズ森タワーRoP1005
同代理人弁護士 加藤 博太郎
同 浅川 拓也

上記審査申立人から令和3年4月13日付けで提起された同年1月31日執行の戸田市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

用 語

本裁決で使用する用語は、次のとおりとする。

用語	内容
申立人	審査申立人 スーパークレイジー君こと西本誠
本件選挙	令和3年1月31日執行の戸田市議会議員一般選挙
市委員会	戸田市選挙管理委員会
原決定	戸田市選挙管理委員会が行った令和3年4月9日付けの異議の申出を認める決定
A室	東京都中央区A ・申立人が令和2年10月5日にB室に転入するまで住民登録していた住宅 ・申立人がB室に転入後も、申立人の妻及び子が居住している。
B室	埼玉県戸田市上戸田4丁目10番20号(コーポホームタウン206号室) ・申立人が令和2年10月5日から令和3年2月4日まで住民登録していた住宅 ・証人Bが平成31年3月4日から令和3年2月5日に転出するまで住民登録していた住宅

用語	内容
C室	埼玉県戸田市上戸田3丁目25番16号(メゾンカサブランカ203号室) ・申立人がB室から令和3年2月4日に転居した住宅
申立人の妻	審査申立人の妻 証人A
居住届出者	本件期間中(※)申立人と同じB室に住居登録していた証人B ※本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上戸田市内に住所を有すること」の対象期間である令和2年10月31日から令和3年1月31日までの間

審査の申立ての趣旨及び理由

第1 審査の申立ての趣旨

本件選挙における申立人の当選を無効とする決定を求めた異議の申出に対し、市委員会が行った原決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

第2 審査の申立ての理由

申立人は、令和2年10月31日から令和3年1月31日までの間、戸田市に居住していたのであり、原決定は事実誤認をもとになされた決定であるため、取り消されるべきであると主張している。

その理由を要約すれば、以下1～3のとおりである。

1 戸田市(B室及びC室)での生活

(1) 申立人は、令和2年10月5日から令和3年2月4日まで居住した戸田市内のB室から、同4日に、同市内のC室に転居した。

なお、B室は、居住届出者が居住するアパートの一室であり、その居住届出者が当該アパートを申立人に「貸す」と回答したことから、居住届出者が賃借人であると考えていた。

(2) 申立人は、居住届出者から、B室の鍵を預かり、居住届出者に対して、家賃及び水道光熱費を支払っていた。申立人と居住届出者の供述は合致しており、信用性が高いと判断すべきである。

(3) B室の電気使用量、ガス使用量及び水道使用量について、申立人が転居した前後を比較した場合、多くの月で減少傾向にあると市委員会は指摘するが、生活スタイルの異なる居住者が変われば、生活にかかわる電気・ガス・水道使用量が変化するのは当然である。原決定においても、水道光熱の使用量から何者かが1人で住んでいたと考えられると指摘されており、申立人が1人で住んでいたとしてなんら矛盾

がない。むしろ、申立人は、自炊をすることもなく、自宅での入浴頻度が週3回であったことなどから、平均的な家庭での使用量より当然少ないと考えられ、令和2年10月から電気・ガス・水道使用量が減少傾向にあったとの事情と合致するため、申立人が令和2年10月からB室での生活を始めたことを裏付ける事情となる。

- (4) プライバシーの観点や、犯罪防止の観点から、表札を掲げない自宅が増えている現代において、表札の掲出の有無は、生活の本拠の判断に影響を与えない。
- (5) 申立人に対して発送された国民健康保険税納税通知書等が3回にわたり返戻となり公示送達の手続きが行われ、東京都中央区年金課からの郵便が1回返戻になったことから、申立人は、国民健康保険や国民年金などの住所をB室に変更していたことがわかる。通常、これらの登録住所を全く生活の本拠のない場所に変更することは考え難い。申立人は多忙のため、郵便を受け取ることができなかつたに過ぎず、生活の本拠がB室になかつたと考えることはできない。
- (6) 日常の買い物の領収証やレシートについては、申立人が転居したばかりであったことや、選挙活動で多忙であったことから、一部紛失している。また、預金通帳やネットバンキングの利用履歴からATMを使用した場所を確認することはできないため、提出する必要はない。提出できないからといって、生活の本拠の判断に影響を及ぼさない。
- (7) 聞き取り調査に協力した周辺住民5人が「申立人らしき者を見たことは1回もない」と話していたとするが、周辺住民がB室とどの程度の距離に住んでいる人物か、どのような生活を送る人物か不明である。また、B室は住宅地であり、住民が数多く存在し、周辺住民同士が顔見知りである可能性も低い。当該周辺住民に対する聞き取り結果は、生活の本拠の判断に影響を及ぼすものではない。

2 申立人の旧居住地（A室）について

- (1) 申立人は、いわば単身赴任でB室に転居したものであり、申立人の家族がA室での生活を続けるに当たり、電気ガス水道の名義を申立人の名義から変更することを、考えていなかった。単身赴任の家庭において、元ある住居の生活費負担者の名義を変更しないことは多々あり、名義の如何により、生活の本拠の認定をすることはできない。
- (2) 申立人が転居後も水道使用量が減らないのは、申立人の自宅に申立人の妹が子の世話のために通っていることから、1人分の使用量が減らないため、当然の結果と考えられる。さらに、申立人がA室にて生活していた時間は限定的であり、申立人がいなくても妻子が料理や風呂に使用する水道量にそれほど変わりはない。申立人の1人分の水道使用量が減っていないことはなんら申立人の生活の本拠の判断に影響を与えるものではない。

3 主観的要素について

原決定において、申立人は、住民登録、国民健康保険、国民年金及び児童手当の住所変更手続を行っているものの、運転免許証、パスポート、クレジットカード等の住所変更や郵便局への転居届を出していないことから、継続的に生活の本拠を移そうとする確固たる意思を確認できなかつたと指摘するが、申立人がA室からB室に引っ越した時期は、仕事も忙しく、必要があればA室に届いた郵便を申立人の妻から転送してもらするなどにて対応できたため、郵便局への転居届の提出を先延ばしにしてしまっていたに過ぎない。運転免許証についても同様であった。

もっとも、生活の本拠を移すのに必要な住民登録、国民健康保険、国民年金及び児童手当の住所変更手続は行っている。また、戸田市に3箇月以上の住所を有することで被選挙権が認められる中、継続的に生活の本拠を移そうとする確固たる意思といった主観面までは求められていない。

したがって、申立人の主観的要素として挙げられている事情から申立人が生活の本拠を移していないとは認められない。

争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項は、日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定しており、同法第10条第1項第5号は、市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のものが被選挙権を有すると規定している。

したがって、申立人が、本件選挙の被選挙権の要件である引き続き3箇月以上、すなわち令和2年10月31日から令和3年1月31日までの間、戸田市内に住所を有する者であるか否かが争点である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは決定書及び審査申立てに対する弁明書を、申立人からは弁明書に対する反論書をそれぞれ徴した。また、市委員会及び申立人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、申立人には口頭意見陳述の機会を与え、申立人や申立人が主張する関係人を含む5名・1機関（別紙「証人等一覧」）に対して証言又は申述を求めた。さらに、本件審理に関係する機関等15箇所（別紙「証拠物件提供者一覧」「証拠物件等一覧」）に証拠物件の提出を求めるとともに、申立人の証言に係る現地等調査85箇所（別紙「現地調査等一覧」）を実施するなど慎重に審理した。

第1 住所認定についての判断基準

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条は、各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、特に、選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである（昭和23年12月18日最高裁判所判決参照）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和35年3月22日最高裁判所判決参照）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきである（平成9年8月25日最高裁判所判決参照）。

さらに、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきである（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決参照）。

このような観点から、当委員会は、これら判決の内容を判断基準として、令和2年10月31日から令和3年1月31日までの間における申立人の生活の本拠について判断する。

第2 当委員会の判断

申立人の主張について、順次判断する。

1 戸田市（B室及びC室）での生活

（1）申立人の戸田市内での居住地

ア 申立人の主張

申立人は、居住届出者が成人であり、当該アパートを賃貸契約者（居住届出者の親族）に相談なく申立人に対して貸すと回答したことから、居住届出者が賃借人であると考えていた。不動産会社や大家への断りのない賃貸借であったことが無断転貸に当たったとしても、居住届出者と賃貸人の賃貸借契約の解除事由となるに過ぎない。賃貸借契約の内容の確認や不動産会社への確認をすべきなのは、居住届出者であり、申立人ではない。

そのため、申立人が賃借人を誤解していたことや、無断転貸していたことを理由に、申立人がB室に住んでいなかったと判断することはできない。

イ 市委員会の主張

本来生活の本拠を移すのであれば、居住届出者がB室の真の賃貸契約者であるか否かなど、権利関係について賃貸借契約書を確認したり、不動産会社に問い合わせるなどを行い事前に確認すべきであり、それが可能な状態であったにもかかわらず、それを怠ったことを上記アの主張によって申立人自ら明らかにしたことになる。このことは、生活の本拠を移そうとする確固たる意思がなかった事実をさらに補強するものである。

また、真の賃貸契約者が居住届出者であれ、居住届出者の親族であれ、あるいは真の賃貸契約者を知っていようがまいが、不動産会社にも大家にも断りなく不法に占有する無断転貸であることに変わりはない。

これらを総合すると、賃借人を誤って理解していたとする申立人の主張は、居住の実態がなかったとする市委員会の判断の合理性をより強める主張であるものとする。

ウ 当委員会が認定した事実等

(ア) 申立人は戸田市市民課に対し、「B室の住居の契約の名義は居住届出者であり、転入後も名義を変えていない」と回答している。

(イ) 居住届出者は戸田市市民課に対し、「B室の住居の契約の名義は自分である」、「申立人が入居してから名義は変更していない」、「建物の所有者や不動産管理会社に居住者の変更の連絡はしていない」と回答している。

また、居住届出者は市委員会に対し、「B室の住居の契約は自分名義になっている」、「申立人に鍵を貸していたことを建物の所有者は知らない」、「申立人が入居したことを不動産管理会社は全然知らないのではないか」と証言している。

(ウ) 住民登録に係る調査（市委員会あて戸田市長回答）において、B室の住居の不動産管理会社からの提出資料及び聴取事項で、「B室の住居の賃貸借契約者は居住届出者の親族であり居住届出者は入居者である」、「当該物件は2人以上が入居することや居住届出者以外の者が入居することは契約違反行為である」とされている。

また、申立人は、A室からB室への転入届の提出に当たり、B室を既に住所としている居住届出者と「生計は別である」旨の申出を行っている。

(エ) 居住届出者は、当委員会に対し、「B室の住居の契約は親族である」、「申立人から選挙に出るから住まないといけませんが借りられないので居住届出者の部屋を貸してくれないかと言われ貸した」と証言している。

(オ) B室の不動産管理会社は当委員会に対し、「住居の契約者は居住届出者の親族」、「居住者は居住届出者である」と回答している。

エ 当委員会の判断

申立人は、賃貸借契約等の確認は居住届出者がすべきことであり、申立人が賃借人を誤解していたことや無断転貸していたことを理由に申立人がB室に住んでいなかったと判断することはできないと主張する。

B室の不動産管理会社によれば、賃貸借契約の契約者は居住届出者の親族であり、申立人が居住することは契約違反行為に当たる。

この点について、居住届出者は、戸田市市民課及び市委員会に対し「契約者については自分である」、当委員会には「親族である」と証言しており、認識に齟齬がある。

他方、申立人は居住届出者が契約者であると考えていたとするが、いずれにしても、居住届出者及び申立人とも申立人のB室への入居に当たり賃貸借契約の確認等は行っておらず、結果として申立人は何ら契約の権限を有しない者とB室に関する約束をし、少なくとも契約義務違反として入居が許されないB室に住民異動の процедуруをしたことが認められる。

加えて、申立人は、B室への転入届の提出に当たり、戸田市市民課に対し、「B室に既に住民登録していた居住届出者と生計は別である」旨の申出を行っており、B室に居住届出者と申立人の2人が住民登録していることを認識していた。

なお、この2人の住民登録状態は令和3年2月4日頃まで継続していた。

生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、前記のとおり社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合的に判断されるべきものであり、賃貸借契約者の誤解や無断転貸であったことのみをもって直ちに居住実態がないと判断されるものではない。

しかしながら、上記のような事情を踏まえれば、申立人が本件選挙に立候補するために居住届出者からB室を借りようとした事実は認められるにしても、B室に生活の本拠を移転する意思まで有していたかという点については疑義が残ると言わざるを得ない。

(2) 申立人が、居住届出者から鍵を預かり、家賃、水道光熱費を支払っていたこと

ア 申立人の主張

申立人は、居住届出者からB室の鍵を預かり、居住届出者に家賃、水道光熱費を支払っていた。通常、何らの対価も得ずに毎月の家賃や水道光熱費を他人が支払うことは考えられず、申立人が居住届出者から鍵を預かり、生活をしていたために居住届出者に対して家賃や水道光熱費を支払っていたと考えるのが自然である。なお、申立人と居住届出者の供述もこのような客観的状況と合致しており、信用性が高いと判断すべきである。

イ 市委員会の主張

家賃については「転貸契約書」はあるが、領収証の提出はない。また、水道及

び光熱費の領収証は、令和3年3月17日の締切から、大幅に遅れた同年4月5日に提出された。さらに、上下水道料金は、戸田市水道事業の領収日と居住届出者が申立人に対し発行した領収証の日付との時期が離れているものが見受けられる。

また、居住届出者は市委員会に対し、「申立人から覚書のようなものを受け取った」と証言しているが、実際に提出されたものは申立人及び居住届出者が署名捺印した「転貸契約書」であり、証言を行った後に提出されていること、居住届出者は市委員会に対し、「領収証は途中からやり取りしていない」と証言しているにもかかわらず、すべての期間について領収証の提出があったこと、加えて、同年3月26日付けで申立人から市委員会に対し、「今後は調査には一切協力しない」との連絡があった後に領収証が提出されていることから、これらの「転貸契約書」や領収証は、事後的に作成されたものであるとの疑念が払しょくできない。

なお、賃貸契約者と不動産会社との間の賃貸契約書の写しがない状況で確認はないが、B室の部屋の賃貸者募集広告（当時）によると、家賃は57,000円となっており、「転貸契約書」の55,000円と相違している。

ウ 当委員会が認定した事実等

(ア) 申立人は当委員会に対し、居住届出者に家賃と光熱水費を支払う約束をし、居住届出者はそれを了解した。その結果として「契約書」を作成し、令和2年9月20日頃から同年10月5日頃までの間に、同年9月27日付けの「契約書」を交わしたと証言した。

(イ) 居住届出者は令和3年2月24日に戸田市市民課に対し、「申立人から覚書のようなものを受け取った」と証言した。

(ウ) 申立人は令和3年3月16日に市委員会に対し、令和2年9月27日付けで締結したことが記載された「契約書」と題する文書を提出した。

当該「契約書」には、居住届出者が申立人に対し、令和3年1月31日までに係るB室の賃料55,000円、光熱費類を毎月10日までに支払うこと及びこの「契約書」を2通作成して居住届出者及び申立人が各自1通ずつ保有することのみが記載され、両者の署名、捺印がされていた。また、契約書本文に記載された居住届出者の氏名に一部誤りがあった。

なお、B室の契約者は居住届出者の親族であり、居住届出者自身はB室に関する契約の権限を有していなかった。

(エ) 「契約書」を作成した経緯について、申立人は当委員会に対し、「自分の周りにはいる者にひな型（文案）を作成させた」と証言したが、作成者は明らかにしなかった。さらに、当該ひな型の作成日を特定するため、当委員会は申立人に対し、当該ひな型の作成者の開示と作成の際に使用したパソコンの記録の検証を申し入れたが、申立人は当該記録が消去されていると回答し、作成者の開示

と記録の検証に応じなかった。

- (オ) 居住届出者は令和3年6月12日に当委員会に対し、「契約書」は申立人が用意したものにサインをしたと回答した。
- (カ) 居住届出者は当委員会に対し、「申立人から、選挙に出るから住まないといけ
ないが借りられないので、居住届出者の部屋を貸してくれないかと言われ貸し
た」、「令和2年8月ぐらいからバイクで転々としていて、ほとんど家にいない
状態が続いていたことから申立人に貸した」と証言した。
- (キ) 市委員会から提出された、当時のB室の賃貸者募集広告によると、家賃は
57,000円となっている。
- (ク) 居住届出者は当委員会に対し、「契約書」に記載されたB室の賃料55,00
0円について、「B室の家賃は55,000円と認識しており、共益費の2,0
00円については忘れていた」と証言した。
- (ケ) 申立人の生活を立証できる者として、申立人から提示のあった付き人たる証
人は、当委員会に対し、「申立人が戸田市内に来て最初に会ったのは令和2年
10月ぐらい」、「令和2年10月、同年11月頃は、週1回以上夜に申立人と
B室以外の場所で落ち合い、戸田市内の人が集まる場所を案内した」、「B室に
は行ったことがない」と証言した。
- (コ) 申立人は当委員会に対し、「家賃は、令和2年10月、同年11月、同年12
月、令和3年1月の4回支払った」、「家賃の領収証は定額なので作成せず、光
熱水費の領収証のみ作成していた」と証言した。
- (サ) 申立人は当委員会に対し、「光熱水費の領収証は居住届出者と会った日に請求
があった分を支払い、支払った日に領収証を書いてもらった」、「領収証の用紙
は普段2種類持っているが、光熱水費の領収証にどちらの用紙を使用したかは
わからない」と証言した。
- (シ) 光熱水費の領収証作成日の検証のため、当委員会は申立人に対し、光熱水費
の領収証の控帳の提出を求めたが、申立人は「控帳は既に処分して残っていな
い」と回答した。
- (ス) 光熱水費の領収証は、光熱費（電気ガス代）3枚と水道費3枚が提出され、
電気ガス代と水道費が別々の領収証用紙で作成されているが、その作成日は電
気ガス代と水道費が一对の形で同一日付となっている。電気ガス代は毎月請求
のため、本件期間中、令和2年10月、同年11月、同年12月、令和3年1
月、同年1月最終日までの分の支払いに基づく領収証が本来5枚あるべきとこ
ろ、3枚しか提出されなかった。
- 一方、水道費は、2箇月毎の請求のため、本件期間中、10～11月分、
12～1月分、最終1月末日までの分の支払いに基づく領収証3枚が揃って提
された。
- (セ) 居住届出者は当委員会に対し、「家賃、水道料、光熱費については、支払いを

受けた都度、申立人が用意した複写式の領収証を作成した」と証言した。

(ソ) 戸田市上下水道事業に照会したところ、令和2年10～11月分の水道料金は、口座振替されず滞納状態となっていたため、上(下)水道料金口座振替再請求のお知らせ(令和2年12月23日付)及び口座振替不納通知兼納入通知書(令和3年1月27日付)がB室あて郵送されたとのことであった。

(タ) 申立人は当委員会に対し、「部屋の鍵は、令和2年10月の初め、住民登録をした同年10月5日以前にコンビニで居住届出者から受け取った」と回答した。

(チ) 申立人は当委員会に対し、「鍵を受け取った後に初めて部屋の中に入った」と証言した。

(ツ) B室の鍵について、居住届出者は当委員会に対し、「令和2年10月5日より前に、2本持っていた鍵のうち1本を申立人に渡した」と証言しており、残りの1本はそのまま居住届出者が所持し続けた。

(テ) 居住届出者は当委員会に対し、「貸していた鍵1本は、申立人から選挙運動期間の令和3年1月下旬に新しい拠点ができたことから、必要なくなったと返却された。同年1月31日部屋の完全明け渡しに向けた家財処分等引越し準備の時間ができて助かった」と証言した。

エ 当委員会の判断

「契約書」については、家賃及び光熱水費を支払う旨が記載されているが、「契約書」には契約の趣旨、目的が記載されておらず、部屋の賃貸に関する契約とは認められない。

「契約書」の内容は、貸主が借主に対して金銭を支払うという不合理な内容である上、居住届出者の氏名が誤っている契約書を締結することは不自然である。申立人は、この間違いについては、認識していなかった。

居住届出者は、「契約書」は申立人が用意したものにサインをしたと証言している。

この「契約書」を誰が、いつ、どこで作成したかについて、申立人から明確な回答はなく、検証の申し入れにも応じていない。

領収証については、本来、支払いを受けた居住届出者が作成するものであり、光熱費と水道料の領収証の用紙を申立人(支払う者)が用意し、控えを申立人(支払う者)が保管することは、一般的な方法ではない。

家賃の領収証については、当委員会に対し申立人は「受領していない」と回答し、一方で居住届出者は「家賃の領収証を作成した」と回答しており、回答に矛盾がある。

光熱費と水道料の領収証については、同じ日付で作成されたにもかかわらず、異なる様式が用いられている。居住届出者の回答では、申立人が用意した複写式の領収証に記載しているのであるから、申立人が控えを所有しているはずである。

また、どのように様式を使い分けていたかの説明も申立人ができるはずであるが、

「控えは処分して残っていない」とのことであった。さらに、「様式の違いは同じ日付でも偶然」と述べ、申立人の証言には不自然さが残る。

加えて、居住届出者が、申立人から光熱水費の領収証に記載された日に光熱水費を受領していたとすれば、金銭を受領しながら水道料金を滞納するということは社会通念上考えられず、不自然であると言わざるを得ない。

なお、申立人名義の口座に対する照会の結果、「契約書」にある家賃分の原資に該当する現金支出はない。当該預金口座は、入出金状況から申立人の主たる収入受け取り口座と慮された。

B室の鍵については、居住届出者が2本持っていたうちの1本を申立人に渡しているが、鍵の受け渡し場所はコンビニエンスストアであり、申立人は鍵を受け取る前に、B室の部屋内に入ったことはなく、部屋の様子は分からない状態であった。社会通念上、借主貸主双方立会いの下、これから居住しようとする部屋にどのような設備があり、生活するためには何を処分し、新たに何を用意すればよいか確認の上で、鍵の受け渡しを行うはずであるが、そうした確認もせずに鍵の受け渡しがなされたということは不自然である。

申立人及び申立人の妻は、「布団は、蕨市内のディスカウントストアで購入しB室に持ち込んだ」と証言するが、領収証の提出もなく、購入した事実は不明である。

申立人は、選挙運動期間の令和3年1月下旬に「新しい拠点ができた」として、B室の鍵を居住届出者に返却していることから、同年1月下旬以降はB室には住んでいなかったと認められる。

申立人、申立人の妻、付き人、居住届出者から、申立人がいつからいつまでの間B室に住んでいたのか、明確な証言はなかった。

証言から申立人が鍵1本を預かり、居住届出者も鍵1本を所持していたと認められ、双方が居住可能であったこと、申立人と居住届出者の家賃の領収証に関する回答に矛盾が生じていること、「契約書」の記載内容、領収証の発行者、発行日などに不自然さがあることから、申立人が居住の証拠として主張するため、事後的に「契約書」及び領収証を作成し体裁を整えたという疑念が払しょくできない。

よって、領収証の日付どおりに金銭のやり取りをしたとする申立人の証言の信用性は低いと考えられるため、申立人の主張には理由がない。

(3) B室の電気・ガス・水道の使用量について

ア 申立人の主張

市委員会は、B室の電気、ガス及び水道使用量を申立人の転居した時期とその前後を比較した場合、多くの月で減少傾向にあると指摘するが、居住者ごとに生活スタイルが変わることは極めて自然なことであり、生活スタイルが変われば、生活にかかわる電気、ガス及び水道使用量が変化するのも当然のことである。

原決定においても、電気、ガス及び水道の使用量から何者かが1人で住んでい

たと考えられると指摘されており、申立人が1人で住んでいたとしても何ら矛盾がない。

むしろ、申立人は、自炊をすることもなく、自宅での入浴頻度が週3回であったことなどから、平均的な家庭での使用量より当然少ないと考えられ、令和2年10月から電気、ガス及び水道使用量が減少傾向にあったとの事情と合致するため、申立人が同年10月からB室での生活を始めたことを裏付ける事情となる。

イ 市委員会の主張

申立人は、B室での電気使用量、ガス使用量及び水道使用量に鑑み、申立人が1人で住んでいたとしても何ら矛盾がないと主張する。

しかしながら、申立人以外の何者かが1人で住んでいたとしても何ら矛盾がないことも同時に言えるわけであり、市委員会の原決定書にもあるようにB室に誰が住んでいたかは、電気、ガス及び水道の使用量からでは判断できない。

ウ 当委員会が認定した事実等

(ア) 申立人が市委員会に提出した資料によると、申立人は令和2年11月1日から令和3年1月31日まで(92日間)の期間中、84日間戸田市内に滞在していた。申立人は市委員会に対し、「B室に寝泊まりしなかったのは、選挙運動期間中の令和3年1月24日から30日、年末年始の帰省時、遠方での音楽活動の時」と証言している。当該期間は8日間であることから、B室で寝泊まりしていたのは76日間となる。

(イ) 申立人は、当委員会の「3箇月間を100日とすると、何日ぐらいB室に泊まっていたのか」という質問に対し、「85日ぐらい」と証言している。

(ウ) 申立人は当委員会に対し、B室での生活について「朝方寝る方が多く、起きるのは遅いときは夕方で、何時に起きるという習慣はばらばらであった」、「寝るだけの時もある」と証言している。

(エ) 居住届出者は、当委員会に対して、B室での生活を「寝るだけだった」と証言している。また、「申立人に貸していたB室の鍵は、令和3年1月下旬に返却された」とも証言している。

(オ) B室における電気使用量

市委員会が提出した証拠物件から次の事実が認められる。

使用期間	使用量 (kwh)	前年同期間	前年使用量 (kwh)	増減(※)
R2.2	174	—	—	—
R2.3	156	—	—	—
R2.4	109	—	—	—

R2. 5	68	—	—	—
R2. 6	95	—	—	—
R2. 7	121	—	—	—
R2. 8	157	—	—	—
R2. 9	228	R1. 9	162	—
R2. 10	121	R1. 10	194	-73 (-38%)
R2. 11	71	R1. 11	158	-87 (-55%)
R2. 12	86	R1. 12	181	-95 (-53%)
R3. 1	175	R2. 1	159	16 (10%)

※ 「増減欄」は、申立人がB室に居住していたと主張している令和2年10月から令和3年1月までの使用量について、前年同月の使用量と比較している。

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、一人世帯の1箇月あたりの電気の平均使用量は186kwhである。

令和2年10月から令和3年1月までの各月の使用量はいずれも平均を下回っており、特に令和2年11月及び12月は平均使用量の38%、46%と極めて少なくなっている。

(カ) B室におけるガス使用量

市委員会が提出した証拠物件から次の事実が認められる。

使用期間	使用量 (m ³)	前年同期間	前年使用量 (m ³)	増減 (※)
R2. 2	9	—	—	—
R2. 3	10	—	—	—
R2. 4	9	—	—	—
R2. 5	8	—	—	—
R2. 6	9	—	—	—
R2. 7	9	—	—	—
R2. 8	6	—	—	—
R2. 9	3	R1. 9	6	—
R2. 10	5	R1. 10	9	-4 (-44%)
R2. 11	8	R1. 11	12	-4 (-33%)
R2. 12	10	R1. 12	7	3 (43%)
R3. 1	9	R2. 1	10	-1 (-10%)

※ 「増減欄」は、申立人がB室に居住していたと主張している令和2年10月から令和3年1月までの使用量について、前年同月の使用量と比較している。

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、一人世帯の1箇月当たりの平均使用量は15m³である。

令和2年10月から令和3年1月までの各月の使用量はいずれも平均を下回っており、平均使用量の33%から67%と少なくなっている。

(キ) B室における水道使用量

市委員会が提出した証拠物件から次の事実が認められる。

使用期間	使用量 (m ³)	前年同期間	前年使用量 (m ³)	増減 (※)
R2. 3-R2. 4	7	—	—	—
R2. 5-R2. 6	9	—	—	—
R2. 7-R2. 8	9	—	—	—
R2. 9-R2. 10	7	R1. 9-R1. 10	11	—
R2. 11-R2. 12	8	R1. 11-R1. 12	10	-2 (-20%)
R3. 1	3	R2. 1-R2. 2	7	—

※ 「増減欄」は、申立人がB室に居住していたと主張している令和2年10月から令和3年1月までのうち、前年同月と比較ができる令和2年11月から12月分の使用量について、前年同月の使用量と比較している。

東京都水道局の平成30年度生活用水実態調査によると、一人世帯の1箇月当たりの平均的水使用量は8.2m³、2箇月当たりに換算すると16.4m³である。

令和2年11月から12月の使用量は平均を下回っており、平均的水道使用量の49%と少なくなっている。

エ 当委員会の判断

申立人は、居住者ごとに生活スタイルが変わることは極めて自然なことであり、生活スタイルが変われば、生活にかかわる電気、ガス及び水道使用量が変化するのも当然のことであると主張する。

申立人は、令和2年11月1日から令和3年1月31日までの92日間において、76日間は戸田市内で寝泊まりしていたとしている。

申立人がB室に入居する前に同室に居住していた居住届出者は当委員会に対し、B室での生活は寝るだけだったと証言している。

上記を踏まえ、令和2年11月から令和3年1月の電気、ガス及び水道使用量について、居住届出者が居住していた前年同月と比較したところ、電気使用量は、令和3年1月は10%増となっているものの、令和2年10月は38%減、同年11月は55%減、同年12月は53%減となっている。ガス使用量は、令和2年12月は43%増となっているものの、同年10月は44%減、同年11月は33%減、令和3年1月は10%減となっている。水道使用量は令和2年11月から同年12月分について、20%減となっている。

申立人の主張のとおり、生活スタイルにより電気、ガス及び水道の使用量が変化することや、申立人が自炊はせず入浴頻度も週3回で平均的な家庭の使用量より少ないといった事情を考慮するにしても、B室での生活は寝るだけだったという居住届出者の使用量と比較し、申立人の使用量が上記のとおり一部の月を除きさらに少ない状況にあることから、当該使用量をもって申立人が令和2年10月からB室での生活を始めたことを裏付ける事情と認めることはできない。

(4) 表札を掲出していないこと

ア 申立人の主張

プライバシーや犯罪防止の観点から、表札を掲げない住宅が増えている現代において、表札を掲げていることを生活の本拠の判断の事情に入れること自体適切ではない。表札の掲出の有無は、生活の本拠の判断に影響を与えない。

(下記イの市委員会の主張を受け) 申立人も表札の掲出の有無を、居住実態の判断の根拠にはできないと考えているため、同意する。

イ 市委員会の主張

表札を掲出していないことについては、原決定書において、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙の時から、いたずら防止の意味でA室において出していないとの申立人の妻の証言があり、A室及びB室のいずれも表札を出していないことから、住所を判断する材料とは言い難いとしている。表札を掲出していない点を市委員会が居住実態の判断の根拠の一つとしているとの申立人の主張は、原決定書の読解を誤っていると考えられる。

ウ 当委員会の判断

原決定において、表札の掲出の有無が居住実態を判断する根拠とされていないことは、双方ともに争いはない。

なお、都市部の集合住宅などで表札を掲出しない家が増加しているとしても、戸建て住宅で表札を掲出しない家は少ない。表札を掲出していないことのみをもって直ちに生活の本拠ではないと判断されるものではないが、表札の掲出の有無は、生活の本拠としての実態を具備しているか否かを判断する要素の1つであることを申し添える。

(5) 郵送物の配送状況について

ア 申立人の主張

郵便物が返戻となっていることから、国民健康保険税や国民年金の住所変更の手続きを行っていたことがわかる。申立人は多忙を理由に受け取れなかったに過ぎず、生活の本拠がB室になかったと考えることはできない。

また、重要な書類であれば、差出人から直接連絡が来るものと考えており、郵便ポストを頻繁に確認することはなかった。再配達の手続きや郵便局への受け取りの手続きについてもすぐに行わなかったことは怠慢ではあるものの、居住していなかったとまで認められる事実ではない。

イ 市委員会の主張

生活の本拠であれば、普通郵便はポストに投函されるので受けとれるはずであり、居住実態があれば居住確認のお伺いハガキを返信することによって居住している旨を主張することができる。

また、書留等であれば、再配達や郵便局での受け取りも可能である。公的機関からの郵便物が4回も返戻になり、お伺いハガキへの返信も行わないことは、一定期間住んでいないことの証左である。

ウ 当委員会が認定した事実等

- (ア) 令和2年11月13日に戸田市保健年金課が申立人（B室）に発送した国民健康保険税納税通知書変更通知書は、同月27日に返戻され、同日に再度発送したが、同年12月1日に返戻されている。
- (イ) 令和2年12月24日に戸田市収納推進課が申立人（B室）に発送した国民健康保険税5期分督促状は、令和3年1月4日に「あて所に尋ねあたりません」との理由により返戻されている。
- (ウ) 東京都中央区保険年金課が申立人（B室）に発送した郵便物1通は令和2年11月末頃に返戻されている。
- (エ) 申立人（B室）宛てに、戸田市子ども家庭課が発送した郵便物1通及び戸田市行政委員会が発送した戸田市議会議員一般選挙投票所入場券は返戻されていない。
- (オ) 上記（ア）の郵便物に関し、最寄りの郵便局が投函した、申立人（B室）の居住確認のためのお伺いハガキは返答がなかった。そのため、郵便物は返戻されている。
- (カ) 申立人は市委員会に対し、A室の最寄りの郵便局には郵便物をB室に転送する手続はしていない旨を証言している。また、住所要件については都知事選挙後に戸田市に来る計画がもともとあり、異議申出があることは計算済みであったと証言している。
- (キ) 申立人は当委員会に対し、「郵便物は大量になってから見る」、「郵便ポストを見るのは月に2回位」、「市役所からの郵便物は重要視していない」と証言するとともに、居住届出者宛ての郵便物は「ちょこちょこ会ったときに渡していた」と証言している。
- (ク) 当委員会は、令和3年5月13日に現地調査を実施し、B室の郵便受けはド

アポストであることを確認した。

エ 当委員会の判断

申立人は、多忙を理由に郵便物を受け取ることができなかったと主張するが、B室への郵便物は部屋の入口のドアポストに投函されるため、同室に居住していれば、郵便物を室内で確認することは極めて容易である。

また、申立人は当委員会に対し、「郵便物は大量になってから見る」、「市役所からの郵便物は重要視していない」と証言しており、その主張は矛盾している。

さらに、申立人は重要な書類であれば、差出人から直接連絡が来るものと考えており、郵便ポストを頻繁に確認することはなかったと主張するが、申立人は当委員会に対し、居住届出者宛ての郵便物は「ちょこちょこ会ったときに渡していた」、「郵便ポストを見るのは月に2回位」と証言しており、定期的に郵便ポストを確認している。

加えて、申立人は市委員会に対し、住所要件については都知事選挙後に戸田市に来る計画がもともとあり、異議申出があることは計算済みであったと証言している。そうであれば、少なくとも最寄りの郵便局から投函された居住確認のためのお伺いハガキには返答するものと考えられる。

したがって、申立人は多忙のため郵便物を受け取れなかった、重要な書類であれば差出人から直接連絡が来るものと考えており郵便ポストを頻繁に確認することはなかったとする申立人の主張は認めることができない。さらには、申立人が居住していたかについても疑義が残ると言わざるを得ない。

(6) 書類の提出について

ア 申立人の主張

日常の買い物領収証やレシートについては、申立人が転居したばかりであったことや、選挙活動で多忙であったことから、一部紛失している。また、預金通帳やネットバンキングの利用履歴からATMを使用した場所を確認することはできないため、そもそも提出する必要のないものである。提出できないからといって、申立人の生活の本拠の判断に影響を及ぼさない。

イ 市委員会の主張

原決定書は、提出しないことをもって判断材料としているわけではなく、もし提出があればB室に居住していたことの証左となり得る可能性がある。

申立人は、預金通帳やネットバンキングの利用履歴は、それらを証拠として提出することで個人情報漏洩するなどの申立人に不利益が発生するわけではなく、提出を拒む理由にはならない。

また、ATMの利用履歴の提出は任意であるが、仮に提出できていれば、居住

実態を示す証拠として採用される可能性はあったはずだが、それを提出できなかった。

本来、居住実態があったかどうかは、申立人が客観的な証拠の提出をもって証明すべき事項であり、申立人は居住実態を証明したいのであれば、自ら積極的にそうした証拠の収集と保管、提出に努めるべきであった。

市委員会では、申立人が居住の実態を示す証拠を効率的に準備できるよう配慮し、居住の実態を証明できる様々な方法を列挙した「提出物件一覧」を作成し、申立人に対し証拠物件の提出を求めた。

また、記載した物件以外の物件も任意に提出できるよう「その他の物件」欄も設け積極的な物件提出を促したが、申立人からは「物件提出一覧」の提出、すなわちどのような物件を提出できるかどうかの意思表示すらなく、電話や文書による催告をしても一切対応がなかった。

ウ 当委員会が認定した事実等

(ア) 申立人は市委員会に対し、コンビニエンスストア、ホームセンター等の領収証や飲食店の領収証合計48枚を提出した。内訳は、駐車場の利用5枚、ガソリンスタンドでの給油等12枚、飲食店での食事10枚、コンビニ・スーパーでの食料品等の購入10枚、ホームセンター等での日用品等の購入10枚、美容室でのブロー代1枚であり、その場所は、戸田市内が39枚、さいたま市内が4枚、川口市内が1枚、蕨市内が3枚、板橋区内が1枚である。

争点となっている令和2年10月31日から令和3年1月31日までの間の領収証は40枚あり、そのうち、25枚が令和3年1月24日から同月30日までの選挙運動期間中のものであった。

(イ) 申立人は当委員会に対し、「領収証は大量にあるが、何枚領収証があれば、居住実態と認められるかというのちょっと曖昧だと思う」と証言している。

(ウ) 申立人から当委員会に対し、令和3年6月4日に令和2年10月5日から同年11月13日までの分の領収証7枚が提出された。その内訳は、駐車場の利用1枚、タクシーの利用1枚、高速道路の利用1枚、飲食店での食事2枚、本の購入1枚、美容室でのカット代1枚であり、戸田市内のものは3枚である。

(エ) 確定申告を税理士に依頼しているのであるから、経費の支出の元帳があるはずであり、その元帳を確認することで、申立人の居住の実態を証明できる証拠になる可能性があることから、当該元帳の提出を依頼したところ、「できるところはやりたいというのはあるんですけども」との回答があったが結局、提出はされなかった。

(オ) 申立人は市委員会に対し、「戸田市内のATMを何回か預金を下ろすために利用した」と証言している。

(カ) 当委員会が申立人が主に利用していたと主張する銀行口座の入出金記録を調

査したところ、申立人が戸田市に転入した令和2年10月5日から令和3年1月31日までの間で、戸田市内にあるATMを利用した事実はなかった。

むしろ、妻子が居住するA室の道路を挟んだ反対側にある支店及び銀座の支店のATMを毎月複数回利用している事実があった。

なお、申立人の妻は、「キャッシュカードはずっと自分が所持し、自分の判断で出金している口座である」と述べるものの、申立人の用件と思慮される振込出金が散見される。

- (キ) 申立人は市委員会に対し、「戸田市内のコンビニエンスストアの防犯カメラの映像、時間貸駐車場の防犯カメラの映像及びドキュメンタリー番組によるB室を取材されたときの映像などを提出できる」と証言した。市委員会は、それらの映像を提出するよう申立人に促したところ、提出はなかった。
- (ク) 申立人は市委員会に対し、コンビニエンスストアの従業員から防犯カメラ映像を提供できると言われたと証言しているが、当委員会において、申立人が証言する従業員に確認したところ、「そのような話はしたことがない」との回答だった。
- (ケ) 申立人は市委員会に対し、駐車場の防犯カメラ映像の提出を依頼したと証言したが、当委員会において現地調査を実施した結果、そもそも防犯カメラが設置されている駐車場はなかった。駐車場の防犯カメラの映像についても、依頼されたと証言する人物も記録も発見できず、その事実はなかった。
- (コ) 申立人は当委員会に対し、「申立人の居住実態を証することができる可能性のある内容を撮影した動画があるため、撮影者の許可が出たら提出できる」と証言したが、申立人から当該動画の提出はなく、撮影者が誰かの回答もなかった。

エ 当委員会の判断

生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合的に判断されるべきものであり、領収証の有無やATMの利用履歴のみをもってその判断をするものではない。領収証やATMの利用履歴が確認できれば、居住実態を示す客観的な証拠になる可能性はある。

当委員会では、申立人に対する申述の機会においても申立人が提出できると主張していた動画の提出を促し、領収証についても、領収証はその時にその場所にいたことを証明する1つの判断材料と考えられることから、居住実態の有無を判断する材料として申立人が自ら判断せずに全ての領収証を提出するよう促したほか、文書でも領収証等証拠物件の提出を求めた。

申立人は当委員会に対し、「領収証は大量にあり確定申告のため税理士に預けており、居住実態を示す証拠として認められそうなものを提出した」と証言している。既に確定申告の時期は終わっており、領収証は税理士から申立人に返還されているはずであるが、申立人から当委員会には提出されなかった。また、経費

の支出の元帳の提出もなかった。

新たに、領収証7枚が令和3年6月4日に当委員会に提出され、市委員会に提出されていた48枚と合わせて55枚となったが、令和2年10月31日から令和3年1月31日の間の領収証は47枚で、そのうち選挙運動期間である令和3年1月24日から同月30日の間のものは25枚あった。提出された領収証のうち日常生活にかかわる雑貨や消耗品等の購入履歴は、選挙運動期間中に購入した歯ブラシ程度しか無くB室における生活実態を推測できるものは認められなかった。

また、申立人が主張した防犯カメラの映像は提供されず、申立人が防犯カメラ映像の提供を依頼したと証言したコンビニエンスストアの従業員及び駐車場の従業員に確認したところ「そのような事実はない」と回答した。

なお、申立人から預金通帳やネットバンキングの利用履歴は提出されなかったが、申立人承諾の下、当委員会から当該金融機関に入出金記録を照会した結果、申立人が市委員会に対して主張した戸田市内の銀行ATMを利用した事実がないことが判明した。この事実に鑑み、申立人自身が提出可能な物証となり得る映像を手元に持っているとは主張しながら、提出しないとすれば、生活実態の判断に影響を及ぼす可能性がある。

B室及び市内周辺における生活の痕跡は発見されず、生活実態はなかったと考えざるを得ない。

よって、「領収証の一部や預金通帳、ネットバンキングの利用履歴を提出できないからといって、申立人の生活の本拠の判断に影響を及ぼさない」という申立人の主張には理由がない。

(7) 周辺住民に対する聞き取りについて

ア 申立人の主張

聞き取り調査に協力した周辺住民5人は、B室からどの程度の距離に住んでいる人物か、どのような生活を送る人物か不明であり、周辺住民同士が顔見知りである可能性も低いため、当該周辺住民に対する聞き取り結果は、申立人の生活の本拠の判断に影響を及ぼすものではない。

申立人の知名度が高かったとしても、周辺住民が、スーパークレイジー君という人物を一見して判別できる程度に認識していたかどうか明らかでない。また、周辺に住んでいるからといって周囲に住んでいる特定の人物を見かけ、その人物が誰かを判別でき、その記憶を保持し続けることができるとも限らない。また、本件において、周辺住民がB室からどの程度の距離に住む者か、どのような時間に外出し、どの程度近隣住民のことを把握している人物なのか明らかでなく、そのような人物が申立人を見たことがないとの理由で、申立人がB室に居住していなかったと判断することはできない。

イ 市委員会の主張

申立人の知名度は高く、新型コロナウイルス感染症の影響でマスクをしていた可能性や、トレードマークである特攻服を着ていなかった可能性を加味しても、見かけたのに全く判らないということはありません。事実、聞き取り調査の際にスーパーレイジー君氏を令和2年10月31日から令和3年1月31日までの間見たことがありますかとの本委員会委員の問いに対し、5人いずれもありません等と回答しており、スーパーレイジー君とは誰かと聞き返されたことは一度もなかった。3箇月もの間それらしい人物を一度も見かけていないとする近隣住民の話は信ぴょう性が高く、居住の実態を判断する材料として十分と考えられる。

ウ 当委員会が認定した事実等

- (ア) 市委員会が行ったB室の周辺住民への聞き込み調査に協力した5人は、いずれも申立人のことは知っていたが、「令和2年10月から令和3年1月までの間に申立人を見たことはない」と回答している。
- (イ) 申立人は戸田市市民課に対し、「1日の過ごし方は夜行型の生活リズムであり、午前中に起きることは少なく、日によってバラバラな自由な過ごし方をしている」と回答している。
- (ウ) 申立人は市委員会に対し、「平日や休日の過ごし方は規則正しい生活ではなく、起きる時間や寝る時間も不規則であった」、「子供の習い事などは優先的に行くようにはしていたが、それ以外はバラバラが多い」、「選挙運動期間中は生活が変わる」と証言している。
- (エ) 申立人は市委員会に対し、「選挙中は目立つことやファンのような方がいたので家とかバレたくない」、「本当の家を拡散されると困るのでツイッターには家をわざと嘘で上げておいた」、「載せた家はダミーである」と証言している。
- (オ) 当委員会の現地調査で、申立人のB室のアパートは前面道路と垂直に奥に向かって部屋が設けられており、申立人の部屋は階段で2階に上がった一番奥の部屋であることを確認した。
- (カ) 当委員会の現地調査で、令和3年5月13日午後2時ごろ、B室付近の周辺住民に聴取を行った。

B室の東隣の事業所(上記(ア)の調査対象)の代表者及び従業員数名は、「30年以上前から当該場所で事業を営んでいるが、申立人を近所で見かけたことはない」と回答した。

また、B室と道路沿いで約30メートル西にある事業所(上記(ア)の調査対象)及び一般住宅(上記(ア)の調査対象)各1軒に聴取を行ったところ、事業所の者は、「7年位前から当該場所で事業を営んでいるが申立人

を見かけたことはない」、「当選後C室で見かけたことはある」と回答し、住民は、「当該場所に10年以上住んでいるが申立人を見たことはない」と回答した。

さらにB室と同じ道路沿いで、道路を挟んで向かい側にある約40メートル西の住宅（上記（ア）の調査対象）1軒に聴取を行ったところ、住民は「当該場所に20年前から住んでいるが申立人を見たことはない」と回答した。

（キ）当委員会の現地調査で、令和3年5月18日午後7時ごろ、B室のアパートを訪問し、部屋に明かりの灯っていた1階の1室及び2階の2室（いずれもB室とは別の部屋である）に聴取を行った。2階の1室の住民は、「2年ぐらい居住しているが、申立人のことは知らないし見たこともない」、「他の居住者のことは知らない」と回答した。他の2室も訪問したが応答はなかった。

（ク）申立人の令和3年1月23日のツイッターには、申立人が4箇月前に借りて住んでいる一軒家として、B室以外の写真が掲載されている。

（ケ）申立人は当委員会に対し、B室での生活について、「朝方寝る方が多く、起きるのは遅いときは夕方、何時に起きるといふ習慣はばらばらであった」、「寝るだけの時もある」と証言している。

（コ）申立人の仕事・行動様式・収入源について、申立人及び申立人の妻の証言、銀行口座の照会回答を総合すると、

- ・申立人は音楽活動としてネット配信を中心に、時たま飲食店等での歌唱依頼に応じている。
- ・加えて、飲食店経営にも関係し、収入源ともしている自営業者である。
- ・本件期間中（令和2年10月31日から令和3年1月31日までの間）の行動先としては、定まった会社や事務所、スタジオ等はない。
- ・飲食店関係者との接触場所も深夜に銀座や新宿歌舞伎町方面に車で出向くことが多い。
- ・戸田市においては、選挙運動期間である令和3年1月24日から同月30日以外、友人との接触はあるにしても、政治活動や地域活動は行っていない。
- ・申立人の行動パターンが夜型であるのは仕事内容上であり、スケジュール管理が必要と考えられるが、その点、申立人は、「行動スケジュールの記録をつけていない」と主張し、申立人の日々の行動は明らかにならない。

エ 当委員会の判断

申立人は、聞き取り調査に協力した周辺住民がB室とどの程度の距離に住んでいる人物か、どのような生活を送る人物かなどが不明であることなどを理由として、聞き取り調査の結果は申立人の生活の本拠の判断に影響を及ぼすものではないと主張する。

しかしながら、当委員会が現地調査で聴取した周辺住民は、B室のアパートから50mほどの距離の範囲内で、少なくとも7年以上、最長で30年以上前から当該場所で居住又は事業を営んでいる者であり、地域とつながりを持って生活や活動をし、申立人を見かける可能性も十分あったものと言える。

申立人のB室のアパートが前面道路から奥まった場所にあることや、申立人が夜型の生活リズムで昼間は寝ていることが多かったこと、ツイッターに事実と異なる住居を掲載することの是非は別として、居住場所を知られたくない意向であったことを踏まえたとしても、申立人がB室に居住していたにもかかわらず、これらの周辺住民が3箇月もの間、誰一人として申立人を見たことがないということは不自然であり、その結果が申立人の生活の本拠の判断に影響を及ぼすものではないとする申立人の主張は採用できない。

さらに、当委員会の調査では、B室における申立人の日々の行動は明らかになっておらず、証言・申述を求めた者についても申立人の居住実態を証言できる者は存在しなかった。

また、申立人からも居住実態を証言できる者の提示はなかった。

(8) 申立人の日常の移動手段である自動車の駐車場所について

申立人の戸田市（B室及びC室）での生活についての申立ては上記（1）～（7）のとおりであるが、申立人は日常の移動手段に自動車を使用していると証言していたことから、自動車の駐車場所について、当委員会は職権で現地調査を実施した。

ア 当委員会が認定した事実等

(ア) 申立人は市委員会に対し、「戸田市内の時間貸駐車場の防犯カメラの映像を提出できる」と証言した。市委員会は、その映像を提出するよう申立人に促したところ、提出はなかった。

(イ) 申立人は市委員会に対し、時間貸駐車場の領収証5枚を提出している。内訳は、戸田市美女木6丁目地内のものが4枚、喜沢南1丁目地内のものが1枚であり、いずれもB室から直線距離でも2km以上離れたところにある。

(ウ) 申立人は当委員会に対し、「主に夜間にその活動を行っていることから、日常の移動手段として自動車を使用しており、電車やバスは使用していない」と証言している。

(エ) 住民登録に係る調査（市委員会あて戸田市長回答）において、B室の住居の不動産管理会社からの提出資料及び聴取事項として、「B室のアパートには駐車場はない」とされている。申立人は当委員会に対し、「B室のあるアパートには駐車する場所がないため、家の近所に止めていた」と証言している。当委員会の現地調査においても当該アパートに駐車スペースがないことを確認した。

(オ) 申立人は市委員会に対し、「月極駐車場ではない防犯カメラのある小さな駐車

場を利用していた」と証言している。

- (カ) 申立人が市委員会に対して証言した「月極駐車場ではない防犯カメラのある小さな駐車場」について、当委員会は、B室を中心に半径約300mのエリア内の駐車場を現地調査したところ、駐車場60箇所が存在することが判明した。その全60箇所をくまなく調査したが、証言に合致する駐車場は存在しなかった。
- (キ) 申立人は当委員会に対し、主に利用している駐車場について、「前払い式の出入り自由なところ。24時間以内だと何回も出し入れできる。乗り上げ式の駐車場ではない駐車場である。僕はここしか基本は使わない」と証言している。
- (ク) 申立人は当委員会に対し、主に利用していた駐車場として縮尺1500分の1の住宅地図で「ここ」と示したが、その場所はB室から南方向約300mに位置する場所であった。当委員会で現地調査したところ、その場所は神社であり、同所に駐車することはできないことを確認した。
- (ケ) 念のため、申立人が示した場所（神社）を示す際、目印にした小学校の周辺150m四方を現地調査したところ、申立人の証言にあった「前払い式」、「出入り自由」であり、「乗り上げ式ではない」との条件を満たす駐車場は1箇所あることが判明した。
- (コ) 当委員会が当該駐車場の管理会社に確認したところ、本件期間の入出庫の記録は既に削除されていたが、申立人の証言にあったような防犯カメラはなかった。また、当該駐車場の巡視員2名も「申立人のことは知らない」、「やり取りしたこともない」と証言した。
- (サ) 申立人の妻は当委員会に対し、「毎週水曜日は自分が自動車を使用するのでA室に返してもらっている」と証言している。
- (シ) また、申立人から路上駐車をしたという証言はないが、念のため、路上駐車の可能性について検討したが、B室のアパート周辺の道路は住宅街であり、路上駐車できる道路環境にないことを確認した。

イ 当委員会の判断

申立人は日常の移動手段に自動車を利用していたとする。しかし、申立人が主に利用していた駐車場として示した場所は神社であり、駐車場ではなかった。念のため、申立人が目印にした小学校の周辺を現地調査したところ、「前払い式」など、証言に一部合致する駐車場は神社から東方向に約150m、B室からは南方向に約300mの位置にあったが、証言にあった防犯カメラはなかった。

また、申立人から提出された領収証に記載された駐車場は、B室付近にも大小の駐車場があるにもかかわらず、B室から2km以上離れた場所の時間貸駐車場のものであることから、B室で生活するために日常的に使用する駐車場とは考えられない。

結果として申立人が日常的に使用していたと主張する駐車場は特定できなかった。

申立人の証言に基づく、一連の駐車場調査にもかかわらず、申立人がB室において生活する上で、不可欠である駐車場が特定できないことは、実際はB室付近の駐車場を利用する機会が少なかった、すなわち、B室に居住していなかったものと考えざるを得ない。

2 申立人の旧居住地（A室）について

（1）電気・ガス・水道料金の契約名義について

ア 申立人の主張

申立人は、いわば単身赴任でB室に転居したものであり、申立人の家族がA室での生活をするに当たり、電気ガス水道の名義を申立人の名義から変更することを考えていなかった。

平成9年8月25日最高裁判決は、生活の本拠を移転していないときは、住所を移転したものと扱うことはできないと判断したに過ぎず、A室の賃貸契約、光熱水費の契約名義を変更することもまた必要な要素の1つとして判断したわけではない。

単身赴任者が光熱水費の契約名義を変更しないことはしばしばあることであり、このことで生活の本拠を移転していないと判断することはできない。

イ 市委員会の主張

平成9年8月25日最高裁判決によれば、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのであるから、生活の本拠であることを示すためには、A室の賃貸契約及び光熱水費の契約の名義変更も必要な要素の1つであると考えられる。

ウ 当委員会が認定した事実等

（ア）A室の賃貸契約者は、申立人である。

（イ）A室の電気受給契約者は、申立人である。A室における電気の使用状況は、個人情報のため契約業者から市委員会に対し、提供できない旨の回答があった。

（ウ）A室のガス供給契約者は、申立人である。A室におけるガスの使用状況は、個人情報のため契約業者から市委員会に対し、提供できない旨の回答があった。

（エ）A室の給水契約者は、申立人である。申立人が住民票をB室に異動した前後

で使用量に大きな変化はない。

(オ) 申立人の妻は、当委員会に対し、家賃、電気、ガス、水道の支払いについては申立人との間で明確な決まりごとはなく、自分の毎月の収入の増減幅が大きいので、その月の収入に応じて適宜、申立人と調整して負担している旨の証言をしている。

エ 当委員会の判断

申立人は、A室の賃貸契約、光熱水費の契約名義を変更していないことをもって生活の本拠を移転していないと判断することはできない旨主張する。

しかしながら、生活の本拠たる実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合的に判断されるべきものである。

したがって、住居の賃貸契約及び光熱水費の契約名義も生活の本拠を判断する要素の1つとなり得るものであり、A室のこれらの契約名義が申立人であることや、家賃・光熱水費を申立人とその妻が適宜調整して負担していることも考慮して判断することになるから、申立人の主張は認めることができない。

(2) 水道料金について

ア 申立人の主張

申立人がB室へ転入した後におけるA室の水道使用量が減っていないことは、申立人の自宅に申立人の妹が子の世話のために通っていることから、1人分の使用量が減らないため、当然の結果と考えられる。さらに、申立人がA室にて生活していた時間は限定的であり、申立人がいなくても妻子が料理や風呂に使用する水道量にそれほど変わりはない。申立人の1人分の水道使用量が減っていないことは何ら申立人の生活の本拠の判断に影響を与えるものではない。

イ 市委員会の主張

市委員会では、妹が子の世話のために通っており同居のような生活をしているとの証言について、目的が子の世話のための一時的な滞在としてとらえると、光熱水の使用量に大人1人分の影響を与えることは考えにくいと結論付けた。

妹が申立人の転出前と転出後のいずれも変わらずに子の世話のために同居のような生活をしている実態があるとするれば、それは妹がいたことによって転出前と転出後で光熱水の使用状況の変化に影響を与えないことになり、市委員会がA室が申立人の生活の本拠であったと判断したことを補強する材料となり得る。

なお、市委員会は、判例等に基づき、主観的な居意思や客観的な事実をもとに総合的に居住の実態を判断しているものであり、光熱水の使用状況もその判断のための一要素として考えているに過ぎない。光熱水の使用量のみをもって申立人がA室を生活の本拠としていたと結論付けているわけではない。

ウ 当委員会が認定した事実等

(ア) A室における電気及びガスの使用状況は、契約業者から市委員会に対し、個人情報のため提供できない旨の回答があった。

(イ) A室の水道使用量

市委員会が提出した証拠物件から次の事実が認められる。

使用期間	使用量 (m ³)	前年同期間	前年 使用量 (m ³)	増減
R2. 1. 17-R2. 3. 13	33	—	—	—
R2. 3. 14-R2. 5. 15	33	—	—	—
R2. 5. 16-R2. 7. 14	39	—	—	—
R2. 7. 15-R2. 9. 15	32	—	—	—
R2. 9. 16-R2. 11. 13	34	R1. 9. 18-R1. 11. 14	29	5 (17%)
R2. 11. 14-R3. 1. 15	31	R1. 11. 15-R2. 1. 16	31	0 (—)

※ 「増減欄」は、申立人がB室に居住していたと主張している令和2年10月から令和3年1月までの使用量について、前年同月の使用量と比較している。

(ウ) 水道の使用量については、申立人がB室に転居したと主張している令和2年10月以降を前年同月と比較をしたところ、令和2年9月～同年11月では前年同期間比で5 m³ (17%) 増えてはいるが、同年11月～令和3年1月は同じ量であり、調査対象とした期間については、おおむね横ばいといえる。

(エ) 東京都水道局の平成30年度生活用水実態調査によると、3人世帯の1箇月当たりの平均的水使用量は20.7 m³、2箇月当たりに換算すると41.4 m³であり、これと比較すると申立人がB室に転居したと主張する前の令和2年1月から10月の使用量は少ない。

(オ) 申立人は、「申立人がB室に転出後、申立人の妹がA室に来る頻度が高まっているため、水道の使用量に変化がない」と主張している。

(カ) 申立人の妻は、「コロナウイルス感染症の自粛の影響で普通より光熱費は上がるはずであるから、市委員会が去年と比べて光熱費に変化がないため1人転出したとは考えにくいと主張していることに対して疑問がある」と主張している。

(キ) 申立人の妻は、申立人が戸田市に転入する前の生活について、「昼間は寝ていて夜活動する生活であり、1年以上帰ってこないことや2、3箇月帰ってこないこともあった」と主張している。

エ 当委員会の判断

申立人は、申立人の1人分の水道使用量が減っていないことはなんら申立人の

生活の本拠の判断に影響を与えるものではないと主張する。

A室の水道使用量に変化がないことについて、申立人は「申立人の妹がA室に来る頻度が高まっているため、水道の使用量に変化がない」と主張し、一方申立人の妻は「コロナウイルス感染症の自粛の影響で、普通より光熱費は上がるはずである」と主張している。

さらに、申立人の妻の主張によれば、「申立人は戸田市に転入する前から、夜型の生活であったことや1年以上帰らない、2、3箇月帰らないこともあった」ことから、申立人がA室の水道の使用量に与える影響は少なかったことも考えられる。

したがって、水道使用量に変化がない理由について、申立人がA室を引き続き生活の本拠としていたためであるか、あるいは申立人の妹の滞在によるものであるか、さらには在宅時間の増加によるものであるかを判断することは困難である。

加えて、生活の本拠たる実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合的に判断されるべきものであるところ、市委員会は、水道使用量は生活の本拠を判断するための一要素としているだけでありA室の水道使用量のみをもって生活の本拠を判断してはいないと主張していることを踏まえれば、水道使用量が減っていないことはなんら申立人の生活の本拠の判断に影響を与えるものではないとの申立人の主張を認めることはできない。

3 主観的要素について

(1) 申立人の主張

A室からB室に引っ越した時期は多忙であり、郵便局への転居届、運転免許証の住所変更の手続を先延ばしにしていた。しかし、住民登録等の手続は行っていることから、生活の本拠を移したことは明らかである。

戸田市に3箇月以上住所を有していれば被選挙権は認められる中、生活の本拠を移そうとする確固たる意思といった主観面までは求められていない。

申立人は住所を移転させる強固な目的で転出届、転入届を提出しており、主観的にも住所を移転させる意思があったことは明白である。

(2) 市委員会の主張

「郵便局への転居届の提出や運転免許証の住所変更を多忙のため先延ばしにした」旨の主張については、社会通念上これらの手続は転居に当たって通常速やかに行う手続であり、それを行わなかったことにやむを得ないとする合理的な理由は見当たらず、申立人の主張は言い訳に過ぎない。

ましてや、運転免許証の住所変更は法令で義務付けられているものであり、それすら手続を行わなかったことは、生活の本拠を移そうとする意思がなかったことを裏付けるものである。

さらに、申立人は、「継続的に生活の本拠を移そうとする確固たる意思といった主観面までは求められていない」と付言しているが、真にそう考えていたのであれば、交通反則通告書の枠の外側にある免許証記載の住所欄を切り取る必要はなく、自身の意思が、当選無効決定に影響を及ぼすと考えていたことの証左であると考えられる。

(3) 当委員会が認定した事実等

- ア 申立人は、令和2年10月5日を転入日としてA室からB室に転入した旨を、同日に戸田市長あて届け出ている。
- イ 申立人は市委員会に対し、A室の最寄りの郵便局にB室に郵便物を転送する手続について、「そういう手続をしたことがないです」と証言している。
- ウ 申立人は戸田市市民課に対し、運転免許証の住所変更については、「埼玉県」の表記になってしまうことに抵抗があるため、変更していない旨を証言している。
- エ 申立人が市委員会に提出した交通反則通告書について、左端には警察官が警察本部に確認した運転免許証の住所を記入する欄がなければならないが、切り取られている。念のため、当委員会で当該通告書を発行した警察本部に同様式を確認したところ、左端に運転免許証の住所を記入する欄が設けられていた。
- オ 申立人が令和3年1月19日に東京都選挙管理委員会に提出した政治団体設立届について、申立人の住所はA室であると記載している。
- カ 申立人は当委員会に対し、市委員会の決定書において上記ウを記載されたことに不満があるため、現在も運転免許証の住所変更をしておらず、今後も変更しない旨を証言している。
- キ 申立人の妻は当委員会に対し、「住民票を異動したら勝手に郵便物も異動先に転送されると思っていた」と証言している。
- ク 申立人は当委員会に対し、B室で発生したごみはA室に行くときにまとめて持って帰る旨を証言している。
- ケ 申立人の妻は当委員会に対し、申立人はB室のごみをA室に持って帰る旨を証言している。
- コ 当委員会は、令和3年5月13日に現地調査を実施し、B室のアパートの階段脇にごみ集積所があり、ごみの区分、収集曜日の掲示板があることを確認した。

(4) 当委員会の判断

申立人は「A室からB室に引っ越した時期は多忙であり、郵便局への転居届、運転免許証の住所変更の手続を先延ばしにしていた」と主張する。

しかしながら、申立人は市委員会に対し、A室の最寄りの郵便局にB室に郵便物を転送する手続について、「そういう手続をしたことがないです」と証言している。また、申立人の妻は当委員会に対し、「住民票を異動したら勝手に郵便物も異動先に転送されると思っていた」と証言していることを踏まえれば、申立人は郵便局への転居届の手続を知らなかった、あるいはその必要性を認識していなかったものと認められることから、申立人が主張する多忙のため郵便局の転居届の手続を先延ばしていたものとは認められない。

運転免許証の住所変更の手続についても、申立人は戸田市市民課に対し、運転免許証の住所変更については、「埼玉県」の表記になってしまうことに抵抗があるため、変更していない旨を証言しており、多忙のため手続を先延ばしていたものとは認められない。

また、申立人は当委員会に対し、「市委員会の決定書が公表された後は、インターネット上で変更しない点について苦情を受けたから、意地でも変えない」と市委員会に対する主張と異なる内容の証言をしており、申立人の主張は一貫性がなく、当初から運転免許証の住所変更手続をする意思がないと疑わざるを得ない。

そもそも運転免許証の住所変更手続は法令で義務付けられているものであり、日常生活において、本人の住所を証明するものとして広く利用されているにもかかわらず、現在も住所変更手続をしていないことは、主観的にも住所を移転させる意思があるとは言い難い。

さらに、申立人が令和2年10月5日に住民票をB室に移転した後、令和3年1月19日に東京都選挙管理委員会に提出した政治団体設立届の申立人の住所欄にA室を住所として自書していることは、A室を住所と認識していることの証左である。

生活実態に関しても、日常生活に不可欠である生活ごみの処分について、申立人はB室で発生した生活ごみをA室に持ち帰って処分していると証言し、申立人の妻も同様の証言をしている。B室のアパートの階段脇にはごみ集積所が置かれ、ごみの区分や収集する曜日の掲示板もあり、申立人がアパート2階のB室に出入りするため階段を利用する際に日常的に目にしているはずである。

そうした状況にもかかわらず、ごみ集積所では処分せず、B室で発生した生活ごみをA室に持ち帰って処分しているということは不自然であり、また日常生活の実態面でもA室と切り離せない状況にあることの証左である。

また、申立人は住民登録等の手続は行っていることから、生活の本拠を移したことは明らかであると主張するが、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものであるから、申立人の主張を認めることはできない。

4 結論

以上から、申立人の主張には理由がなく、申立人は令和2年10月31日から令和3年1月31日までの間、引き続き戸田市において客観的な生活の本拠たる実体を具備していなかったと認められ、本件選挙における被選挙権を有していなかったと判断することができる。

したがって、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和3年7月9日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 岡 田 昭 文

委 員 山 下 勝 矢

委 員 山 根 隆 治

委 員 福 永 信 之